

第26回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

テーマ 「釧路地方裁判所管内における事件処理について」

1 開催日時

平成25年7月2日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

赤堀彰治,小野高秀,片桐典行,河本晶子,佐藤孝子,佐藤泰正,田中敏也,
永井哲男,花田善廣,浜秀樹,山下輝年(五十音順・敬称略)

(2) 裁判所(説明者)

富所猛男(事務局長),小田修(民事首席書記官),芳賀拓實(刑事首席書記官),堀江優子(家裁首席書記官)

(3) 庶務

貴多佳輝(総務課長),小島巧(総務課課長補佐),安井達也(総務課庶務係長)

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された浜秀樹委員,小野高秀委員が委員会庶務から紹介され,それぞれ挨拶をした。

(2) 委員長の互選及び委員長代理の指名

委員会庶務から,河本晶子委員が委員長代理に指名されていることを報告し,河本委員長代理が議事を進行した。

委員の互選により,浜秀樹委員が委員長に選任され,浜委員長が河本委員を委員長代理に指名した。

(3) 釧路地方裁判所管内における事件動向及び事件処理態勢について

説明者から，釧路地方裁判所管内における事件動向及び事件処理態勢について説明を行った後，釧路地方裁判所管内における事件処理の工夫例について紹介した（発言要旨については別紙のとおり）。

(4) 電話会議システム及びテレビ会議システムの実演

電話会議システムを遠軽簡易裁判所と，テレビ会議システムを釧路地裁帯広支部とそれぞれ接続し模擬実演して紹介した。

(5) より利用しやすい裁判所に向けた工夫や配慮について意見交換した（発言要旨については別紙のとおり）。

(6) 次回開催日時及びテーマ

平成26年2月26日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
テーマ 裁判所の広報活動について（家庭裁判所委員会と合同開催）

(別紙)

発言要旨

1 釧路地方裁判所管内における事件動向及び事件処理態勢について

委員長： 釧路地方裁判所管内の特徴としては管轄の広さということがあります。四国4県の1.5倍の広さがあり、大阪高裁管内よりも広いところです。一般的には、本庁に人口が集中していて他の支部等は人口が少ないのですが、釧路管内では、釧路、帯広、北見と同規模の都市があり、人口が分散していると言えます。

もうひとつ、冬季の気候の問題があります。非常に厳しい気候で、生活全般において危険を伴うこともあるため、裁判所を利用する方に対して特に配慮しなければならないことがあると思います。

説明者： 民事では、電話会議システム、テレビ会議システムを積極的に活用するようにしています。

刑事では、裁判員候補者の負担を最小限にするため、選任期日を午後にする、呼び出す人数を必要最小限にする、辞退が認められる可能性が高い候補者については事前に呼出しを取り消す等の配慮をしています。

委員： 釧路の民事事件については、弁論準備手続に付されたもののうち、平成23年、平成24年とも50パーセントを超える事件で電話会議システムが利用されており、これは首都圏の裁判所で勤務していた経験からすると非常に多いと思います。やはり、釧路は管轄が広いという印象です。また、例えば、東京や札幌の相手方というだけではなくて、釧路と北見等、同じ釧路管内でも遠隔地の当事者が普通にいるというのが釧路の特徴だと思います。

委員： 刑事事件は全体的に減ってきています。窃盗や飲酒運転等もそうです。ただ、裁判員裁判は減ることなく平成23年から横ばいです。

裁判員裁判は複雑な事件はあまりなく、自白していて証人もあまりい

ない場合が多いと思います。すると書類を見ての判断が多くなりますが、それで裁判員として裁判に関わったという実感をもってもらえるかというところには言えないと思います。

委員： 北海道弁護士連合会では、数年前から各裁判所支部の充実を図ろうという提唱をしています。過去は支部には弁護士もほとんどいませんでしたが、最近では裁判官が常駐していない支部にも弁護士がいるようになりました。そこで、より住民が裁判所を利用しやすくするにはどうしたらよいかということがクローズアップされてきていて、月1回とか2回しか開廷しない支部をどのように改善したらよいかということに取り組んでいます。

釧路管内は、帯広、北見が本庁と同じような機能を営んでいて、比較的北海道の中では恵まれている点もあると思います。北海道の他管内では支部には全く裁判官が常駐していないところもあります。弁護士には支部の機能を充実させたり、開廷の回数を増やしてほしいという潜在的な希望があるというのが実情です。

とりわけ、労働審判事件については大きな問題があるのではないかと考えられています。平成24年度の労働審判事件の相手方の住所地が釧路1件、帯広6件、北見3件ということですが、釧路本庁でなければ取扱いできないというのはどうかと考えます。

労働審判事件は、ある程度実績が上がってきていて、労働者にとっても利用しやすいと一般的に受け止められています。それなのに、例えば北見の利用者、労働者の事案がなぜ釧路までこなければならぬのか。何とかならないのかというのが、日本弁護士連合会の会合でもよく話題になっていることです。

全国でも立川支部と小倉支部しかやっていないようで、その理由は事件数が多いというところのようですが、釧路管内は全国で一番広い管轄をもつ裁判所なので、件数は多いわけではないと思いますが、利用しや

すいという面で、改善すべきという要望は特に強いと思います。

規則の改正等の問題もあるようですが、とりわけ弱者のために作られた労働審判という制度にあっては、当該土地の住民が利用しやすいという点に配慮されてもいいのではと考えています。

裁判員裁判についても同じようなことが考えられますが、裁判員裁判については、ある程度裁判所側の人員も必要などころがあると思いますので、それよりも、労働審判や家事事件等のより住民に近い部分で、使いやすい手続が望まれるというところではあります。

委員長： 現在、北見から網走には週2回裁判官がてん補していますが、いずれにしても緊急に対応しなければならない場面は必ずあります。そのため、緊急の場合にはファクシミリで対応したり、書記官に記録を持っていってもらったり等工夫して、必要を満たしているところではあります。

また、裁判官は、最初の5年間、独立して判決等ができないのですが、帯広、北見は3人とも5年以上の経験がある裁判官が配置されており、かなり重点的な配置となっていると言えます。

労働審判は、使用者側と労働者側の労働審判委員を選任して、裁判官と3人で事件処理に当たるわけですが、制度としてはなかなか大がかりなものです。事件数だけでなく、距離的な問題も考慮すべきですが、それらを踏まえて、どういう制度がいいのか、経済的な負担も関係してきますし、難しい問題だと考えています。

2 より利用しやすい裁判所に向けた工夫や配慮について

委員長： 釧路管内は大変広いので、裁判所としてもできるだけ利用しやすく、御負担の少ないようにしたいと考えているところではあります。その点について、御意見等いただきたいと思っています。

委員： 電話会議システムやテレビ会議システムを利用することで、裁判がかなり早くなるということでしょうか。

委員： 裁判そのものの進行は内容によるものですが、少なくとも日程調整の

負担が回避できるということはあると思います。

委員長： 釧路では、帯広から釧路に来るだけでも往復すると1日近く拘束されてしまいます。東京からということになると、日帰りにはできない場合が多いでしょう。弁護士が2、3日の日程をとるとするのはなかなか難しいことが多いです。

電話会議システムを利用すると、その時間に事務所にいてくれさえすればよいので、日程調整はかなりスムーズになります。

委員： 電話だけでなく、相手の顔を見ることができて、書類を提示することができるテレビを利用した手続は素晴らしい進歩だと思いました。以前、裁判所の機器の性能があまり良くないと聞いたことがありましたが、今日見せていただいたところ、完璧に近いんじゃないでしょうか。

委員： 裁判員裁判は本庁でしかできなくて、選任も支部ではできないということですが、やはりこの広い北海道では、支部でも手続ができるようにいろいろな工夫を凝らしてもらいたいと思います。

選任にテレビ会議システムが使えるかどうか分かりませんが、そういうものも利用してもらいたいと思います。

北海道は広いだけでなく、冬期間特有の交通事故が起こることもあるので、北海道ならではの条件を強くアピールして配慮してもらえるようにしたらよいのではと思いました。

裁判員の選任のための移動の途中で吹雪にあって事故が起きることのないように、市民が利用しやすい制度にしていきたいと思います。

委員長： 今回、裁判員制度の見直しということがありましたが、支部での選任の話は出なかったようです。支部で選任手続を行うためには制度改正が必要だとしても、それを待っているだけではいけません。先ほど紹介したように、辞退事由が認められそうな方は早めに呼出しを取り消すというような、現場でできることを最大限にやっていきたいと思っています。

ころです。

委員： テレビ会議システムは3か所以上の場所をつなげられますか。

説明者： 機器の性能上は6か所までつなげられますが、民事訴訟法上の制約があるので、何か所もの場所をつなげての証人尋問はできません。

委員： 機器の発達は素晴らしいのですが、やはり、膝をつき合わせて話すことと全く同じということにはならないと思います。1か所に集まることの良さもあるということが難しいところです。

委員： 機械で全てを代替することはできないという意識はあります。書面のやり取りだけであれば電話会議は優れていると思いますが、和解の場面まで来ると、電話だけでは伝わらない、相手の雰囲気や顔色を見ながら微妙な駆け引きが必要だと感じることもあります。

ただ、電話会議で代理人が出頭する必要がないというのは、依頼者の経費負担の面でも優れているということが出来ます。

委員長： ありがとうございます。どうすれば裁判所をもっと利用しやすくできるのか、今後も、引き続きお知恵をお借りできればと思います。

以上